

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス（行動援護）事業所
有限会社しえあーど運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社しえあーどが設置する指定障害福祉サービス事業所有限会社しえあーど（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の行動援護（以下「行動援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等主体の立場に立った適切な行動援護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅（及び地域）において自立（共存）した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 行動援護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な行動援護の提供ができるよう努めるものとする。

3 行動援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 有限会社しえあーど
- （2）所在地 兵庫県伊丹市鴻池5丁目11番27号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている行動援護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う

。

(2) サービス提供責任者 3名 (常勤)

サービス提供責任者は、行動援護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。なお、業務を行うに当たっては、利用者等の自己決定の尊重を重視・原則としたうえで、利用者等が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、周辺関係者等と共に、適切に利用者等への意思決定の支援が行われるように努める。

(3) 従業者 26名 (常勤 9名、非常勤 17名)

従業者は、行動援護計画に基づき行動援護の提供に当たる。

(4) その他 (事務職員等) 3名

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間午前0時から午後0時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

。

(行動援護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者

(2) 障害児

(3) 精神障害者

(4) 難病等対象者

(行動援護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする

(1) 行動援護計画の作成

(2) 行動援護

外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応

(3) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(行動援護の取扱方針及び行動援護計画の作成)

第8条 この事業所が提供する行動援護の取扱方針は次のとおりとする。

(1) 事業所は、行動援護計画に基づき利用者等が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

(2) 事業所は、行動援護の実施に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の意思決定の支援に配慮する。

(3) 従業者は、行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(4) 事業所は、行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(5) 事業所は、常に利用者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(6) 事業所は、その提供する行動援護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 この事業所は以下の通り行動援護計画を作成する。

(1) サービス提供責任者は、利用者等又はその保護者の日常的な生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した行動援護計画を作成する。

(2) サービス提供責任者は、作成した行動援護計画を利用者等及びその同居の家族に説明するとともに、利用者等及びその同居の家族並びに相談支援事業者へ当該行動援護計画を交付する。

(3) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 行動援護を提供した場合の利用者負担額は、法第29条第3項第2号に規定する額とする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において同行援護を行う場合に要する交通費は、その実費を利用者から徴収する。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し

、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、伊丹市、尼崎市、西宮市、宝塚市の全域とする。但し、西宮市名塩以北を除く。

(緊急時等における対応方法)

第11条 居宅介護の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施
- (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を無視すること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、同行援護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第14条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の作成)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対する居宅介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない

7 事業所は、利用者等に対する行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該行動援護を提供した日から5年間保存するものとする。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年11月1日から施行する。

2. 平成22年9月1日に事務所移転に伴い、第3条(2)「所在地」を兵庫県伊丹市1丁目8番20-101号から兵庫県伊丹市鴻池五丁目11番27号に改正する。

3. この改正規定は、平成22年9月1日より施行する。

4. この規程は、全部改正し、令和7年7月1日から施行する。